

申告は済みましたか

国民健康保険に加入している世帯の世帯主は、国民健康保険税の算定と軽減判定のため令和3年中の所得を申告してください。所得の少ない人や、所得が無かった人も、世帯主は必ず申告をしてください。申告がなければ軽減判定を受けることができなくなります。

ただし、確定申告や市県民税の申告をしている人、勤務先や日本年金機構などから市に給与や年金の支払報告がされている人は、申告する必要はありません。

国民健康保険税の軽減措置

倒産、解雇、雇い止めなどで離職した人の国民健康保険税を軽減する制度があります。申請方法・対象年度など、詳しくは問い合わせてください。

●問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1846

令和4年度の国民健康保険税 (年額)

医療保険分	所得割	7.36%
	均等割	2万5000円
	平等割	2万5000円
最高限度額		65万円
後期高齢者 支援分	所得割	2.19%
	均等割	7000円
	平等割	7000円
最高限度額		20万円
介護保険分 (40~64歳)	所得割	1.78%
	均等割	1万4000円
	平等割	なし
最高限度額		17万円
最高限度額の合計 ()内は40~64歳		85万円(102万円)

所得割 国保加入者の所得に応じて計算

均等割 (人数割) 国保加入者の人数に応じて計算
未就学児は5割軽減

平等割 (世帯割) 国保加入世帯に一律

65歳からの介護保険料

介護保険は、相互扶助による社会保険制度であり、皆さんが納める保険料で支えられています。

介護保険料の段階と支払方法

保険料の段階は、皆さんの収入に応じた負担額となるよう12段階と なっています。

原則、年金から直接差し引く特別徴収です。ただし、65歳の誕生日を迎えた人や転入した人は、年金受給の有無に関わらず最初は普通徴収になります。

※普通徴収から特別徴収へ切り替わる時期は、年3回(4月・6月・10月)で、事前に通知を送付します。

普通徴収とは

納付書や口座振替で納付する方法です。納期は6月から翌年3月までの10回となります(コンビニやスマートフォンアプリでも納付できます)。

介護保険料の納期が変わります

令和3年度まで、普通徴収の納期は6月から翌年1月までの8回でしたが、令和4年度からは、6月から翌年3月までの10回となります。

特別徴収とは

年金から直接差し引く方法で、年金の支払い月に自動的に納付されます(手続き不要)。
※障害年金・遺族年金も特別徴収の対象になります。

保険料納入通知書の発送

普通徴収の人には、6月中旬に令和4年度の保険料年額を記載した納入通知書と納付書を送ります。

特別徴収の人には、8月上旬に令和4年度の保険料年額や10月以降の徴収額などを記載した保険料額決定通知書を送ります。

65歳の誕生日を迎えた人は誕生月の翌月(1日生まれの人は誕生月)に、転入者は転入届の翌月に、保険料納入通知書を送ります。

介護保険料の減免制度および介護保険利用者負担の助成制度

介護保険料や介護サービス利用時の自己負担額の支払いが難しい場合は、減免や助成の制度があります。対象者は、令和4年度市町村民税が非課税で、収入や預貯金などの額が一定の条件を満たす人です。

●申請と問い合わせ先

介護支援課介護サービス担当

☎(580)1860